

令和3年12月

播磨町議会定例会議案



諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 播磨町
氏 名 松 井 佳 子
生年月日

令和3年12月7日提出

播磨町長 清 水 ひ ろ 子

議案第 60 号

播磨町事務分掌条例制定の件

播磨町事務分掌条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町事務分掌条例

播磨町事務分掌条例(平成17年条例第8号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により次の部を設ける。

企画総務部

財務部

住民協働部

福祉保険部

都市基盤部

(事務分掌)

第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画総務部

- (1) 町政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 広域行政に関すること。
- (3) 秘書及び渉外に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 情報処理及び情報施策に関すること。
- (7) 危機管理に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) 消防に関すること。
- (10) 防犯に関すること。
- (11) 交通安全対策に関すること。
- (12) 財産管理及び契約に関すること。
- (13) 行政区域に関すること。
- (14) 財産区に関すること。
- (15) 財政に関すること。
- (16) 文書、条例及び法規に関すること。
- (17) 議会及び行政一般に関すること。
- (18) 職員に関すること。
- (19) その他特に命じられた事務に関すること。

財務部

- (1) 町税及び町税に係る税外収入に関すること。
- (2) 債権の管理に関すること。

住民協働部

- (1) 住民協働に関する事。
- (2) コミュニティ活動に関する事。
- (3) 文化及びスポーツに関する事。
- (4) 男女共同参画に関する事。
- (5) 産業経済に関する事。
- (6) 環境の衛生及び保全に関する事。
- (7) 廃棄物処理及び清掃に関する事。
- (8) 戸籍及び住民記録に関する事。

福祉保険部

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 国民年金に関する事。
- (3) 福祉医療に関する事。
- (4) 後期高齢者医療制度に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。
- (6) 障がい福祉、高齢福祉その他社会福祉に関する事。
- (7) 人権(他の部の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (8) 保健及び医療に関する事。
- (9) 子育て支援及び保育(他の部の所管に属するものを除く。)に関する事。

都市基盤部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 用地取得に関する事。
- (3) 公共交通に関する事。
- (4) 住宅、開発行為等に関する事。
- (5) 公共施設の建築及び営繕(他の部の所管に属するものを含む。)に関する事。
- (6) 道路及び橋りょうに関する事。
- (7) 河川、港湾、漁港その他土木に関する事。
- (8) ため池、水路その他治水対策に関する事。
- (9) 公園及び緑地に関する事。

(臨時又は特別の組織)

第3条 臨時又は特別の事務事業に関しては、町長は、前条の規定にかかわらず、必要な事務分掌の定めを設けることができる。

(委任)

第4条 部の事務分掌その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定

める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 61 号

播磨町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務
権限の特例に関する条例制定の件

播磨町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務
権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 公民館及びコミュニティセンター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- (2) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- (3) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 62 号

播磨町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

播磨町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(播磨町職員定数条例の一部改正)

第1条 播磨町職員定数条例(昭和36年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「130人」を「152人」に改め、同条第4号中「65人」を「50人」に改め、同条第5号中「22人」を「15人」に改める。

(播磨町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 播磨町特別職報酬等審議会条例(昭和40年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務グループ」を「総務課」に改める。

(播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和50年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道グループ」を「上下水道部」に改める。

(播磨町長期総合計画審議会設置条例の一部改正)

第4条 播磨町長期総合計画審議会設置条例(昭和51年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画グループ」を「企画課」に改める。

(播磨町職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「リーダー補佐」を「係長」に、「リーダー」を「課長補佐、室長補佐、事務局長補佐」に、「統括」を「課長、室長」に、「理事」を「部長」に改める。

(播磨町環境審議会条例の一部改正)

第6条 播磨町環境審議会条例(平成11年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「すこやか環境グループ」を「産業環境課」に改める。

(播磨町都市計画審議会条例の一部改正)

第7条 播磨町都市計画審議会条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市計画グループ」を「都市施設課」に改める。

(播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条ただし書、第5条ただし書、第8条、第9条ただし書、第12条、第13条第3号及び附則第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

(播磨町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第9条 播磨町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「グループ」を「課」に改める。

(播磨町立幼稚園における一時預かり保育料徴収条例の一部改正)

第10条 播磨町立幼稚園における一時預かり保育料徴収条例（平成28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（播磨町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正）

第11条 播磨町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「統括」を「課長」に改める。

（播磨町空家等対策協議会条例の一部改正）

第12条 播磨町空家等対策協議会条例（平成29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市計画グループ」を「都市施設課」に改める。

（播磨町学校給食審議会設置条例の一部改正）

第13条 播磨町学校給食審議会設置条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育総務グループ」を「教育総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 63 号

播磨町交通安全対策基金条例制定の件

播磨町交通安全対策基金条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町交通安全対策基金条例

(設置)

第1条 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴い分配された分配金を町民の交通安全対策の推進に寄与するため、交通安全対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算をもって定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、交通安全対策の推進に寄与する事業の財源に充てる場合に限り、この全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

播磨町土山駅南交流スペースの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町土山駅南交流スペースの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町土山駅南交流スペースの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

播磨町土山駅南交流スペースの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「200円」に、「1,000円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 65 号

播磨町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町国民健康保険条例の一部を改正する条例

播磨町国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の播磨町国民健康保険条例第11条第1項の規定は、施行日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 66 号

播磨町消防団条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町消防団条例の一部を改正する条例

播磨町消防団条例（昭和51年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「365人」を「330人」に改める。

別表第1班長及び団員の項支給額（年額）の欄中「11,500円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 67 号

播磨町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

播磨町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

播磨町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

播磨町立播磨南小学校共同調理場	播磨町古宮5丁目11番10号
-----------------	----------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 68 号

播磨町学童保育所指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
播磨小学校第一学童保育所	播磨町宮北1丁目3番10号
播磨小学校第二学童保育所	播磨町宮北1丁目3番10号
蓮池小学校第一学童保育所	播磨町西野添4丁目3番1号
蓮池小学校第二学童保育所	播磨町西野添4丁目3番1号
蓮池小学校第三学童保育所	播磨町西野添4丁目3番1号
播磨西小学校第一学童保育所	播磨町北本荘4丁目5番1号
播磨西小学校第二学童保育所	播磨町北本荘4丁目5番1号
播磨南小学校第一学童保育所	播磨町古宮5丁目11番10号
播磨南小学校第二学童保育所	播磨町古宮5丁目11番10号

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 兵庫県高砂市松陽1丁目5番20号
名 称 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース
代表者の氏名 代表理事 上田 康正

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水 ひ ろ 子

播磨町健康いきいきセンター指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 施設の名称及び位置

名 称	播磨町健康いきいきセンター
位 置	播磨町南大中1丁目8番60号

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所	兵庫県神戸市中央区加納町3丁目10番12号
名 称	播磨町健康いきいきサポートグループ（共同事業体）
代 表 団 体	株式会社 linkworks
代表者の氏名	代表取締役 廣瀬 琢也

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水 ひ ろ 子

議案第 70 号

令和3年度播磨町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度播磨町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,444万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,663万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,388,285	22,000	5,410,285
	1 町民税	1,925,100	27,000	1,952,100
	2 固定資産税	2,742,157	△5,000	2,737,157
15 国庫支出金		1,381,829	46,752	1,428,581
	1 国庫負担金	1,229,745	12,243	1,241,988
	2 国庫補助金	144,072	34,509	178,581
16 県支出金		997,293	12,785	1,010,078
	1 県負担金	652,982	3,049	656,031
	2 県補助金	254,916	9,736	264,652
17 財産収入		75,052	5	75,057
	1 財産運用収入	55,050	5	55,055
18 寄附金		532	1,612	2,144
	1 寄附金	532	1,612	2,144
19 繰入金		873,585	671,779	1,545,364
	1 基金繰入金	873,584	671,779	1,545,363
21 諸収入		190,596	59,510	250,106
	5 雑入	72,168	59,510	131,678
歳入	合計	12,142,187	814,443	12,956,630

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,490,807	46,351	1,537,158
	1 総務管理費	1,225,726	46,135	1,271,861
	3 戸籍住民基本台帳費	118,512	216	118,728
3 民生費		4,400,121	391,946	4,792,067
	1 社会福祉費	2,618,469	18,082	2,636,551
	2 児童福祉費	1,781,651	373,864	2,155,515
4 衛生費		1,767,757	374,853	2,142,610
	1 保健衛生費	629,033	374,853	1,003,886
8 土木費		1,068,799	3,500	1,072,299
	1 土木管理費	86,967	3,500	90,467
9 消防費		515,236	9,359	524,595
	1 消防費	515,236	9,359	524,595

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,592,257	△5,222	1,587,035
	1 教育総務費	370,290	210	370,500
	2 小学校費	375,131	7,421	382,552
	3 中学校費	160,121	1,526	161,647
	5 社会教育費	405,859	△14,379	391,480
12 公債費		965,658	△6,344	959,314
	1 公債費	965,658	△6,344	959,314
歳 出 合 計		12,142,187	814,443	12,956,630

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	電子自治体推進事業	9,754
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	374,853

第3表 債務負担行為補正
追 加

事項	期間	限度額
電子自治体推進事業 (情報系システムネットワーク無線化)	令和3年度 ～ 令和9年度	12,935千円
電子自治体推進事業 (財務会計システム更新)	令和3年度 ～ 令和9年度	53,467千円
認定こども園移行に伴う例規整備支援業務委託料	令和3年度 ～ 令和4年度	1,980千円

変 更

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
学校給食費徴収管理システム管理事業	令和4年度 ～ 令和9年度	22,307千円	令和3年度 ～ 令和9年度	補正前に同じ
小学校給食事業調理配送業務委託料 (播磨西小学校デリバリー方式分)	令和4年度	31,977千円	令和3年度 ～ 令和4年度	補正前に同じ
小学校給食事業調理配送業務委託料 (播磨南小学校・播磨南中学校親子方式分)	令和4年度 ～ 令和6年度	77,029千円	令和3年度 ～ 令和6年度	補正前に同じ
中学校給食事業調理配送業務委託料 (播磨南小学校・播磨南中学校親子方式分)	令和4年度 ～ 令和6年度	56,721千円	令和3年度 ～ 令和6年度	補正前に同じ

議案第 71 号

令和3年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,253万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,836万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		2,496,896	232,486	2,729,382
	3 県負担金・補助金	2,496,895	232,486	2,729,381
10 繰入金		365,565	45	365,610
	1 繰入金	365,565	45	365,610
歳入合計		3,515,835	232,531	3,748,366

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		31,276	297	31,573
	1 総務管理費	27,024	297	27,321
2 保険給付費		2,424,963	232,189	2,657,152
	1 療養諸費	2,099,985	207,483	2,307,468
	2 高額療養費	309,167	27,226	336,393
	5 出産育児諸費	12,607	△2,520	10,087
10 諸支出金		27,416	45	27,461
	1 諸支出金	27,416	45	27,461
歳出合計		3,515,835	232,531	3,748,366

議案第 72 号

令和3年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,273万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,255万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		547,208	12,738	559,946
	1 一般会計繰入金	473,959	12,738	486,697
歳入合計		3,049,821	12,738	3,062,559

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		81,798	12,738	94,536
	1 総務管理費	66,167	12,738	78,905
歳出合計		3,049,821	12,738	3,062,559

議案第 73 号

令和3年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億765万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		91,704	816	92,520
	1 一般会計繰入金	91,704	816	92,520
歳入合計		506,840	816	507,656

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		502,091	816	502,907
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	502,091	816	502,907
歳出合計		506,840	816	507,656

